

児童相談所における保健師の活用

- ・ 保健所における児童虐待防止の取組について

1. 児童相談所における保健師の活用



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

(1) 保健師の配置状況(平成18年度)

県・市名	児童相談所	配置数
宮城県	中央	1
	石巻	1
	古川	1
秋田県	中央	1
茨城県	中央	1
	土浦	1
	筑西	1
群馬県	中央	1
石川県	七尾	1
山梨県	中央	1
	都留	1
長野県	中央	1
岐阜県	中央	1
静岡県	中央	1
	東部	2
	西部	2
愛知県	中央	1

県・市名	児童相談所	配置数
大阪府	中央	1
	東大阪	1
	岸和田	1
兵庫県	中央	2
	西宮	1
	姫路	1
	豊岡	1
奈良県	中央	1
鳥取県	中央	1
	倉吉	1
	米子	1
島根県	中央	1
岡山県	中央	1
	倉敷	1
	津山	1
山口県	中央	1
愛媛県	中央	1
高知県	中央	1

県・市名	児童相談所	配置数
佐賀県	中央	1
大分県	中央	1
鹿児島県	センター	1
札幌市		1
千葉市		1
横浜市	中央	1
	南部	1
	北部	1
名古屋市		2
大阪市		1
堺市		2
神戸市		2
福岡市		1
横須賀市		1
計		55

計 31自治体
49カ所(25.7%)
(平成18年度児童相
談所191カ所に対する
割合)



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

(2) 児童相談所における保健師の役割及び機能の例

1) ケース対応

- 受理・診断・処遇会議に出席等(埼玉県)
- 虐待ケースの対応(茨城県)

2) 親支援等

- 母親の育児指導や精神的なケア等の実施(大阪府)
- 親支援グループにおけるスタッフ機能と助言者(長野県)
- 児童相談所の家族再統合プログラム検討委員会へ母子保健担当として参加(長野県)

3) 保健機関との連携

- 児童相談所業務と保健所業務の連携に関する調整(埼玉県)
- マニュアル作りや、事例の対応に関して市町村・県保健師への助言、母子保健関係者の研修会、事例検討会において母子保健の活動のありかた等の指導(長野県)

2. 保健所における虐待防止の取組例

北海道



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

保健と医療の連携に関する取組

○「母子保健マニュアル(児童虐待予防編)」を作成、保健所・市町村に配布(平成15年度)

○「虐待予防ケアマネジメントシステム事業」の実施(平成15～17年度)

市町村の乳幼児健診等において子ども虐待の予防スクリーニングシステムを導入し、虐待のリスクがあるなど援助が必要な家庭の早期把握と適切な援助を提供。この中で、保健所は管内市町村の事例を集約・検討し、市町村にフィードバック及び助言を行う。

○「周産期養育者支援保健・医療連携システム整備事業」の実施(平成16年度)

医療機関と地域保健機関が連携し、援助が必要な家庭を早期に把握し、適切な援助体制の基盤を道内全域に整備。この中で、保健所は医療機関から管内の市町村に提供された情報を集約、傾向を把握し、その対応等について、必要に応じて児童相談所の参画のもとに事例検討会の開催やシステムのあり方を検討。

○平成18年度～19年度「保健・医療における養育支援体制推進事業」の実施(平成18～19年度)

平成17年度までに構築されたシステムを基に、保健・医療における妊娠出産期の子育て相談・援助のための地域システムの定着、充実を図る。この中で保健所は、管内におけるシステムの検証・評価を行うとともに、市町村への助言及び同行訪問等を実施。

児童相談所との連携及び親支援に関する取組

○児童相談所が実施している「移動総合相談室」に保健所保健師を派遣

○保健所(2カ所)で、親支援グループミーティングを実施。また、他の保健所においては、市町村が実施する親支援グループミーティングに保健所保健師を派遣

○精神障害を有する保護者の場合等、児童相談所の要請に応じて同行訪問を実施



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

宮城県

- 平成13年度から、EPDS等を県保健所の未熟児訪問で活用するとともに、市町村の新生児訪問での活用を促進
- 平成14年度から、ハイリスク者発見後の支援策として保健所での親支援グループミーティングを実施
- 平成15年度から、母子保健児童虐待予防事業として、①関係者の研修会、②親支援グループミーティングの実施、③EPDS等の推進を県の事業に位置づけ、保健所の役割を明確化
- 平成18年度から、各保健所の事例検討会、ケアコーディネート支援を母子保健児童虐待予防事業に追加

【参 考】

・保健所が実施したハイリスク者のための親支援グループミーティングの開催回数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
6回／1カ所	16回／3カ所	37回／4カ所	24回／4カ所

・保健所が市町村に実施した事例に関する相談・助言回数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
—	92回	126回	144回

福島県



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

○長期療養児への家庭訪問

未熟児、身体障がい児、小児慢性特定疾患児等への訪問等の個別支援を実施する中で虐待の早期発見に努めている。

○育児不安を持つ親のグループミーティング事業の実施

対象：育児不安が強い養育者とその児童、親子関係もしくは家族関係又は対人関係に悩んでいる養育者とその児童、社会的に孤立し心理的な支援が必要であると判断される養育者とその児童

内容：グループミーティングによる集団支援
個別指導（家庭訪問、面接、電話相談等）

○事例検討会の実施

グループミーティング事業参加者への関わりの適正等を判断し、援助方針の調整及び決定を行っている。

茨城県



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

○ヤングママ子育て応援事業(平成19年度新規)

3つの保健所で1市町村をモデル市町村として、**保健所と市町村(保健センター)が協力**して、若年妊産婦のグループミーティング、個別支援、医療機関との連携強化を実施している。

○児童虐待相談窓口強化事業

①保健所虐待相談窓口設置事業

市町村と協力して児童虐待など児童の養育に関する相談に応じる

②児童虐待相談研修事業

主に母子保健担当者を中心に、虐待対応に関する研修を行う

③児童虐待早期発見ネットワーク会議母子保健部会の開催

母子保健担当者による地域連携体制の整備

④親支援グループミーティング(MCG)の実施

(* MCG : Mother & Child Groupの略)

民間心理士による母親たちのグループミーティングの実施

埼玉県



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

○ふれあい親子支援事業(親支援グループミーティング)(平成18年度から全保健所で実施)

育児不安・困難感が強く、虐待問題を抱えた母親等を対象に、臨床心理士、精神科医、保健師等のチームで運営するグループ活動を通じて心理的にケアすることにより、虐待予防及び再発防止を図る。児童相談所と協働して実施

○対人関係技術トレーニング事業(平成18年度から全保健所で実施)

育児不安及び子どもとの関係に問題を感じている親に対して、ロールプレイング等を通じて自己肯定感を高め、対人関係スキルを向上させることによって、子どもとのより適切な対応を学習するもの。臨床心理士・保健師・トレーナー等が運営

○子どもの心の健康相談事業(平成18年度から全保健所で実施)

保健所に小児精神保健医療に関する専門相談窓口等を開設し、その円滑な対応を図るとともに、関係機関の検討の場を整備し、ネットワーク化の推進を図る。

○周産期からの虐待予防強化事業(平成18年度から)

周産期の早い段階から、周産期に係る高度専門医療機関(9カ所)と保健所や市町村保健センターとの連携を図り、支援が必要な家庭に対し、保健師による訪問を行い、早期に育児不安等の軽減を図り児童虐待の予防を図る。

○市町村支援

- ・保健所保健師による同行訪問(平成18年度実績 231件)
- ・事例検討会の開催(全保健所において定例的に開催)

長野県



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

○母子保健関係者のための「子ども虐待予防マニュアル」を作成し配布(18年度)

長野県のHP「WEBSITE信州」でマニュアルがダウンロードできる。

URL: <http://www.pref.nagano.jp/index.htm>

○未熟児訪問等において、「育児支援チェックリスト」、「EPDS(エジンバラ産後うつスケール)」、「あかちゃんへの気持ち質問票」による、スクリーニングの実施

○上記スクリーニングで把握した親子のアセスメント、援助目標・内容の検討

○ハイリスク家庭への個別支援(市町村と連携して同行・分担訪問)の実施

○親支援グループミーティング(市町村、民間と連携して)の実施または助言

○児童相談所のケース対応に関して、保健所保健師が助言

○研修の実施

各保健所ごとの講義、事例検討等実施。今年度はマニュアルの普及に取り組む。

H19年度：親支援グループミーティング研修会(9月)

H18年度：虐待をテーマにした研修会4回実施(うち3回は親支援がテーマ)

H17年度：EPDSについて研修

京都府



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

○保健所の役割と機能強化(平成18年度から)

- ・ 地域の児童虐待対応の最前線機関としての保健所の体制強化
児童虐待対応会議の主催
虐待防止・育児等に関する研修の企画・実施
保健所と児童相談所との調整
保健所内虐待対応チーム会議の開催
- ・ 市町村要保護児童地域対策協議会の設置促進
虐待防止アドバイザーの派遣
- ・ 市町村及び児童相談所との定期的な情報共有
市町村単位で、府保健所をメンバーに加えた会議を定期的に行い、虐待情報を共有
- ・ 地域の見守り活動の強化
市町村と連携し地域の見守り活動担い手として、現地での目視確認等を実施

京都府



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

●保健所の虐待対応専任職員の業務について



